

● 交通安全意識の高揚と交通環境の整備による交通事故防止対策の推進

**施策目標 (PLAN)**

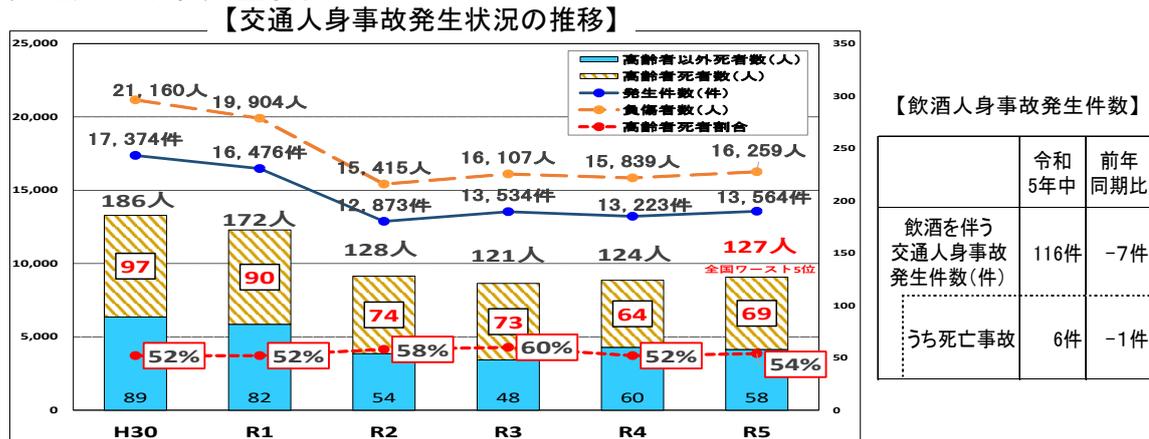
交通事故の総量抑止

**実施項目 (DO)**

- 1 交通事故分析結果に基づく効果的な交通事故防止対策の推進
- 2 交通実態に即した交通安全施設の整備及び交通規制の推進

**実績 (成果) (CHECK)**

1 交通人身事故発生状況



2 交通事故防止対策の推進

- 令和5年中は、「飲酒運転の根絶」、「通学路をはじめとした歩行者保護「ゼブラ・ストップ」等の徹底」、「高齢者安全対策の強化」、「自転車等の安全利用対策の強化」を4つの柱に据えて、「交通安全県ちば」の実現に向けた対策を推進した。
- 特に、飲酒運転は1,197件(前年同期比-29件)を摘発したほか、横断歩行者等妨害等違反の取締りは、29,939件(前年同期比+9,803件)であった。
- また、反射材の普及促進を始めとした高齢者安全対策や、自転車指導啓発重点地区路線における指導取締り、特定小型原動機付自転車等の小型モビリティの交通ルール周知に向けた広報啓発活動を推進した。

3 交通安全施設の整備 (年度単位で行うため参考値)

- ゾーン30：5市6か所 (うちゾーン30プラス：4市4か所) を予定
- 普通自転車専用通行帯：2か所
- 歩車分離式信号：5か所を予定

**今後の課題及び方針 (ACTION)**

1 課題

令和5年中における全交通事故のうち、自転車の関係する交通事故が、約24パーセントを占めている。また、自転車乗用中死者の約65パーセントが頭部に致命傷を負っているため、自転車乗用中のヘルメット着用を推進する必要がある。

さらに、歩行者や自転車と通行空間を共有する小型モビリティの普及など、多様化する交通主体全ての安全かつ快適な通行を確保するため、良好な自転車交通秩序の実現に向けた対策の推進が課題である。

2 方針

良好な自転車交通秩序の実現のため、「自転車通行空間の整備」、「交通安全教育・啓発活動の推進」、「交通違反に対する指導取締りの強化」等の総合対策を推進する。